



136号

kanちゃん

平成28年5月15日

全国間税会総連合会 全間連会報

発行者

全国間税会総連合会

会長 大谷 信義

事務局

〒105-0003 東京都港区

西新橋3-23-6 白川ビル3F

TEL 03(3437)0201

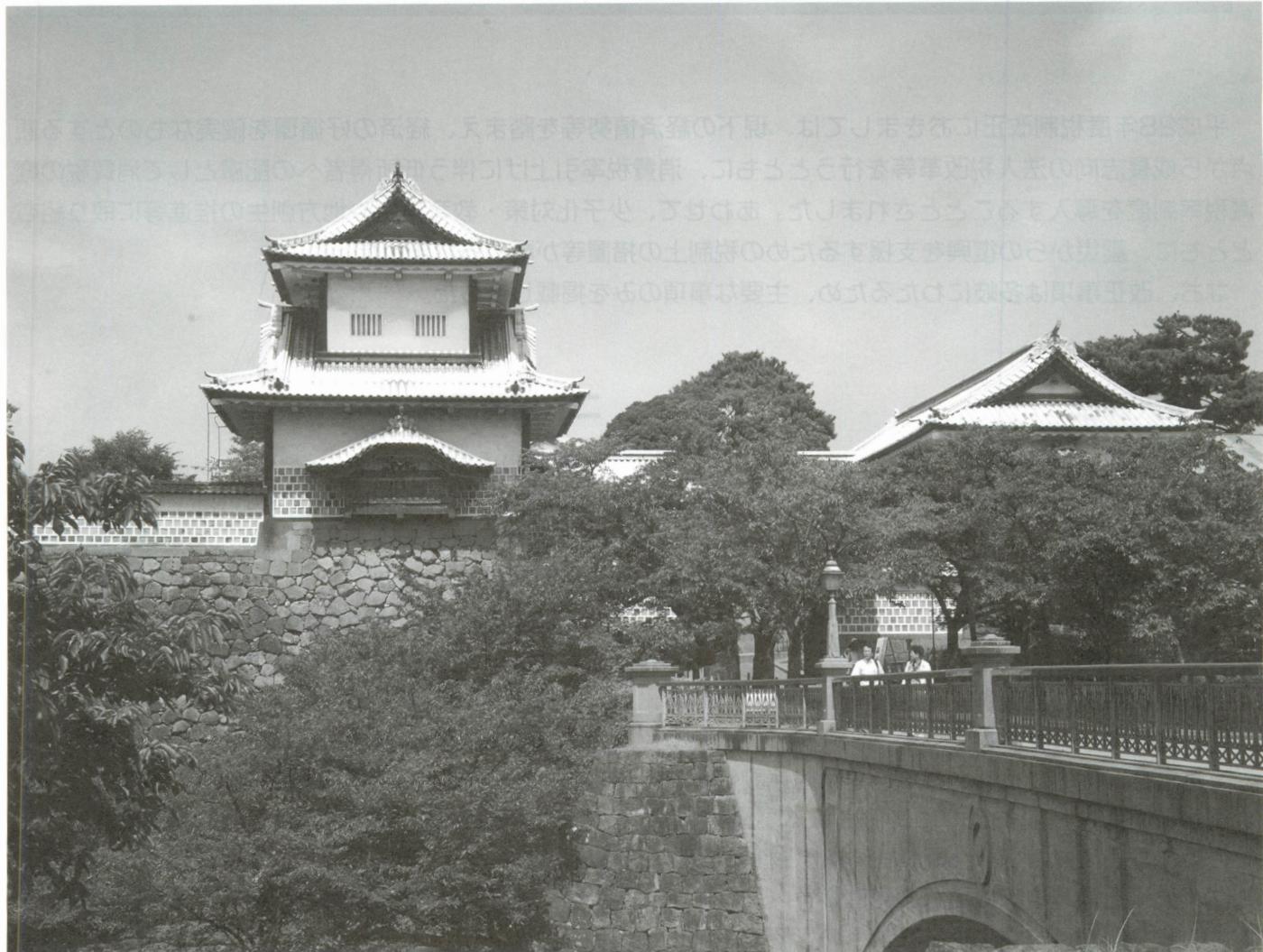
FAX 03(3437)0301

URL <http://www.kanzeikai.jp>E-mail info@kanzeikai.jp

印刷 株式会社 総北海



shouちゃん



金沢城石川門

主要目次

平成28年度 税制改正の概要	2 ~ 3	「税の標語」の応募状況等	11 ~ 12
国の一般会計予算等の概要	4 ~ 5	全間連の動き／	
局連だより	6 ~ 9	全間連通常総会（岡山大会）のご案内	13
広報だより	10	軽減税率制度の概要／	
		税率引上げに伴う経過措置	14 ~ 16

消費税 活かすみんなの 間税会

税制改正の概要

平成28年度税制改正におきましては、現下の経済情勢等を踏まえ、経済の好循環を確実なものとする観点から成長志向の法人税改革等を行うとともに、消費税率引上げに伴う低所得者への配慮として消費税の軽減税率制度を導入することとされました。あわせて、少子化対策・教育再生や地方創生の推進等に取り組むとともに、震災からの復興を支援するための税制上の措置等が講じられました。

なお、改正事項は多岐にわたるため、主要な事項のみを掲載しました。

一 法人課税

1 法人税率の引下げ

法人税率を、平成28年度には23.4%に、平成30年度には23.2%に引き下げられました。

※それぞれ、4月1日以後に開始する事業年度において適用されます。

2 課税ベースの拡大等

(1) 減価償却の見直し

建物と一体的に整備される「建物附属設備」や建物と同様に長期安定的に使用される「構築物」の償却方法について、定額法に一本化されました。

(2) 欠損金繰越控除の更なる見直し

改革を加速しつつ、企業経営への影響を平準化するための見直しが行われました。

○ 大法人の控除限度

現行所得の65%⇒28年度から60%

⇒29年度から55%⇒30年度以後50%

○ 繰越期間

現行9年⇒30年度以後の欠損金から10年

3 その他の措置

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の創設

地方公共団体が行う地方創生事業を国が認定する枠組み（地域再生法の改正）の下で、認定事業に対する寄附金額の一部を税額控除する制度が導入されました。

二 消費課税

軽減税率制度の創設

軽減税率制度の概要については、14ページ以降に記載しています。

○ その他の措置

外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充

外国人旅行者による旅行消費の経済効果を地方に波及させる観点から、平成28年5月より、

● 免税販売の対象となる購入下限額が引き下げられました（購入下限額を5千円以上で統一）。
一般物品（家電、バッグ、衣料品等）

1万円超⇒5千円以上
消耗品（飲食料品、医薬品、化粧品等）

5千円超⇒5千円以上

● 免税店から運送事業者を利用して海外へ免税対象物品を直送する場合には、購入記録票の作成を省略するなど、免税手続きが簡素化されました。

● ショッピングセンター等が商店街等の組合員である場合には、商店街等の組合員でないショッピングセンター等の各店舗と商店街等の各店舗における免税手続きを「免税手続カウンター」でまとめてできるようになりました。

[参考] 地方税における車体課税の見直し

(1) 自動車取得税の廃止

自動車取得税について、消費税率10%への引上げ時である平成29年4月に廃止されます。

(2) 自動車税及び軽自動車税における環境性能割の創設

自動車税及び軽自動車税において、自動車の環境性能に応じて税率が決定される環境性能割が、平成29年4月から導入されます。環境性能割においては、税率適用基準として平成32年度燃費基準を用いるとともに、平成27年度燃費基準も一部用いることで、自動車の消費の喚起、自動車取得税の廃止と環境性能割の導入を通じた負担の軽減が図られます。

三 個人所得課税・資産課税

1 三世代同居に対応した住宅リフォームに係る特例

自己の有する家屋に三世代同居対応改修工事を行い、平成28年4月1日から平成31年6月30日までの間に居住の用に供したときは、次のいずれかの特例を適用することができる制度が導入されました。

【対象工事】

1：キッチン 2：浴室 3：トイレ 4：玄関

【対象工事要件】

- ① 上記1から4までのいずれかを増設すること
- ② 改修後、上記1から4までのうち、いずれか2つ以上が複数となること
- ③ 対象工事の費用が50万円超であること

(1) ローン控除の特例

三世代同居対応改修工事を含む増改築工事に係る住宅ローン（償還期間5年以上）の年末未高1,000万円以下の部分について、一定割合を乗じた額を5年間の各年において所得税額から控除

(2) 税額控除の特例

三世代同居対応改修工事の標準的な費用の額の10%相当額（限度額：25万円）を、その年分の所得税額から控除

2 セルフメディケーション推進のためのスイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）の創設

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、①特定健康診査（いわゆるメタボ健診）、②予防接種、③定期健康診断（事業主健診）、④健康診査、⑤がん検診のいずれかを受けている者が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、いわゆるスイッチOTC医薬品の購入費用を年間1.2万円を超えて支払った場合には、その購入費用（年間10万円を限度）の

うち1.2万円を超える額を所得控除できる制度が創設されました。

3 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例

空き家の発生を抑制し、地域住民の生活環境への悪影響を未然に防ぐ観点から、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、平成28年4月1日から平成31年12月31日までの間に、その家屋（その敷地を含みます。また、その家屋に耐震性がない場合は耐震リフォームをしたものに限ります。）又は除却後の土地の譲渡（相続時から3年を経過する日の属する年の12月31日までの譲渡に限ります。）をした場合には、その家屋又は除却後の土地の譲渡益から3,000万円を控除することができる制度が導入されました。

四 納税環境整備

1 国税のクレジットカード納付制度の創設

国税の納付手段の多様化を図る観点から、平成29年1月より、インターネット上のクレジットカード納付を可能とする制度が創設されました。

2 マイナンバー記載の対象書類の見直し

マイナンバーを記載することによる本人確認手続等、納税者の負担が増加することを踏まえ、税務関係書類（申告書及び調書等を除く。）のうち申告等の主たる手続と併せて提出されることが想定される等の一定の書類について、原則、平成29年1月より、マイナンバーの記載を不要とする見直しを行いました。

3 加算税の加重措置の導入

悪質な行為を防止する観点から、過去5年以内に無申告加算税又は重加算税を賦課されたものが、再び「無申告又は仮装・隠蔽」に基づく修正申告書の提出等を行った場合については、平成29年1月より、加算税を10%加重する措置が導入されます。

「無申告又は仮装・隠蔽」を繰り返した場合

〈無申告の場合〉 [改正前] [改正後]

無申告加算税 → 15% (20%)^(※) ⇒ 25% (30%)^(※)

〈仮装・隠蔽の場合〉

重加算税(過少・不納付) → 35% ⇒ 45%

重加算税(無申告) → 40% ⇒ 50%

(※) 無申告加算税が課される納付すべき税額のうち50万円超の部分が対象となります。

国の一般会計予算等の概要

平成28年度の国的一般会計予算の概要は、次のとおりです。

1 一般会計歳入歳出の概算

平成28年度の一般会計歳入歳出の概算は、次のようになっています。

(単位 億円)

区分	前年度予算額(当初) (A)	平成28年度概算額 (B)	比較増△減額 (B-A)	伸率
歳 入				%
1. 租税及印紙収入	545,250	576,040	30,790	5.6
2. その他の収入	49,540	46,858	△2,681	△5.4
3. 公債金	368,630	344,320	△24,310	△6.6
(1) 公債金	60,030	60,500	470	0.8
(2) 特例公債金	308,600	283,820	△24,780	△8.0
合計	963,420	967,218	3,799	0.4
歳 出				
1. 国債費	234,507	236,121	1,614	0.7
2. 基礎的財政収支対象経費	728,912	731,097	2,185	0.3
(1) 一般歳出	573,555	578,286	4,731	0.8
(2) 地方交付税交付金等	155,357	152,811	△2,547	△1.6
合計	963,420	967,218	3,799	0.4

2 租税及び印紙収入予算額（一般会計・特別会計の合計額）

平成28年度の国的一般会計・特別会計の合計額は、57兆6,040億円となっています。

これを税目別に見ますと次のようになっており、消費税の収入（国の消費税6.3%分の収入）は17兆1,850億円で、所得税に次ぐ基幹税となっています。

税目	予算額	構成比	税目	予算額	構成比
直 接 税			間 接 税 等		
所 得 税	179,750	29.4	消 費 税	171,850	28.1
復興特別所得税	3,766	0.6	酒 税	13,590	2.2
法 人 税	122,330	20.0	た ば こ 税	9,230	1.5
地 方 法 人 特 別 税	18,809	3.1	た ば こ 特 別 税	1,428	0.2
地 方 法 人 税	6,365	1.0	揮 発 油 税	23,860	3.9
相 続 税	19,210	3.1	地 方 挥 発 油 税	2,553	0.4
直接税計	350,230	57.2	石 油 ガ ス 税	90	0.0
			石 油 ガ ス 税 (譲与分)	90	0.0
			航 空 機 燃 料 税	520	0.1
			航 空 機 燃 料 税 (譲与分)	149	0.0
			石 油 石 炭 税	6,880	1.1
			電 源 開 発 促 進 税	3,200	0.5
			自 動 車 重 量 税	3,850	0.6
			自 動 車 重 量 税 (譲与分)	2,642	0.4
			関 税	11,060	1.8
			と ん 税	100	0.0
			特 別 と ん 税	125	0.0
			印 紙 収 入	10,520	1.7
			間接税等計	261,737	42.8
			合計	611,967	100

- (注) 1 総額61兆1,967億円のうち、一般会計分は57兆6,040億円、特別会計分は3兆5,927億円となっています。
 2 特別会計の税目別の収入は、次のとおりです。

地方法人特別税	1兆8,809億円
地方法人税	6,365
地方揮発油税	2,553
石油ガス税（譲与分）	90
航空機燃料税（譲与分）	149
自動車重量税（譲与分）	2,642
特別とん税	125
たばこ特別税	1,428
復興特別所得税	3,766

3 直接税と間接税等の比率

平成28年度の予算額における直接税と間接税等の比率（いわゆる「直間比率」）は、前ページの2の表に記載したように57.2:42.8ですが、これを過去に遡ってみると、次のようになっています。

年 度	総 額	比 率	直 接 税	比 率	間接税等	比 率
昭和 9～11年度	百万円 1,226	% 100	百万円 427	% 34.8	百万円 799	% 65.2
	億円		億円		億円	
25	5,702	100	3,136	55.0	2,566	45.0
30	9,363	100	4,811	51.4	4,552	48.6
35	18,010	100	9,784	54.3	8,226	45.7
40	32,785	100	19,416	59.2	13,369	40.8
45	77,732	100	51,344	66.1	26,388	33.9
50	145,043	100	100,583	69.3	44,460	30.7
55	283,688	100	201,628	71.1	82,060	28.9
60	391,502	100	285,170	72.8	106,332	27.2
平成元	571,361	100	423,926	74.2	147,435	25.8
5	571,142	100	396,582	69.4	174,560	30.6
10	511,977	100	303,397	59.3	208,580	40.7
15	453,694	100	254,727	56.1	198,967	43.9
20	458,309	100	264,507	57.7	193,802	42.3
25	512,274	100	311,381	60.8	200,893	39.2
26	578,492	100	328,821	56.8	249,670	43.2
27(補正後)	601,872	100	341,575	56.8	260,297	43.2
28(予算)	611,967	100	350,230	57.2	261,737	42.8

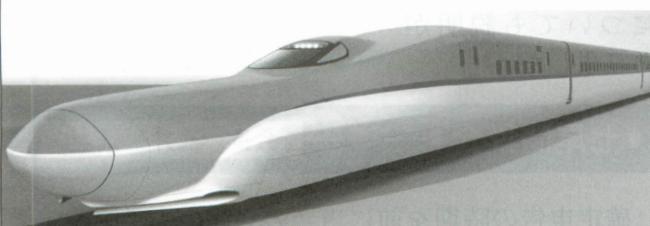
(備考) 1 本表は国税について作成したものである。

2 「直接税」及び「間接税等」の区分は下記による。

直接税 所得税（譲与分を含む）、復興特別所得税、法人税、地方法人税、復興特別法人税、法人特別税、法人臨時特別税、会社臨時特別税、地方法人特別税、相続税、地価税、富裕税、再評価税、地租、営業収益税、資本利子税、鉱業税、臨時利得税、旧税及び還付税収入

間接税等 直接税以外のもの

2016.3.26 北海道新幹線開通
 東京一新函館北斗 最速4時間2分！



皆様のご来道をお待ちしています！！

北海道間税会連合会 会長 高橋 則行

末廣 嘉永蔵
会津若松市歴史的景観指定建造物



酒蔵見学無料
併設

蔵喫茶 

■営業時間 10:00 ~ 18:00 (水曜休)
 売店・無料試飲コーナー常設
 年中無休 (12/31、1/1のみ休)

末廣酒造株式会社
 会津若松市日新町 12-38
 TEL 0242(27)0002
<http://www.sake-sukehiro.jp>

北陸間税会連合会は、昭和48年4月に「北陸間税協力会連合会」として結成され、その後、平成元年の消費税導入を契機として消費税の課税事業者を中心とした組織に改組し、名称も現在の「北陸間税会連合会」に変更し、現在に至っています。

北陸間連は、石川・福井・富山の3県下の15の単位会と業種別部会等で構成されており、会員数は6,104人社（平成28年4月現在）となっています。会員数は平成14年をピークに連年減少傾向にあります。

このような厳しい状況のなかで減少に歯止めをかけ、会員増に転じるため、役員、会員が一丸となって取り組んでいるところであります。

以下、各県連及び単位会を紹介します。

【石川県間税会連合会】

会長：中島 秀雄

石川県連は、5単位会で組織されており、会員数2,132人社で、前年比98.6%の状況であります。

●金沢間税会●

会長 中島 秀雄

「税の啓発活動」では「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルを金沢市の成人式で配布しています。毎年大変好評を頂いており、今年度も金沢市教育委員会の協力を得て、約5,000人の新成人に配布いたしました。新成人の皆様に世界の消費税の状況を知って頂くとともに、間税会の存在・活動を広くアピールするものとなりました。

また、租税教育の重要性にも着目し、金沢市の租税推進協議会にも参画し、将来を担う児童・生徒への税に関する啓発にも力を注いでおります。

「税の標語」では、私立の学校への参加呼びかけが功を奏し、年々応募数が増加し、素晴らしい作品も多くなっていることから、27年度より新たに表彰制度を設け、受賞された生徒の励みになると学校からも感謝しております。

会員の高齢化に伴う会員数の減少傾向は、大きな課題としてとらえており、法人会青年部会とタイアップし、若手会員の増強に取り組み、今後も会員同士の交流、親睦を深めながら、消費税についての啓発・広報活動のほか地域性・特性を活かした事業活動を展開してまいりたいと思います。

●松任間税会●

会長 西村美規夫

国税電子申告システム「e-Tax」の更なる利用促

進とマイナンバー制度の円滑な導入に向けての啓発活動の実施に努めるとともに、数回にわたり消費税の研修会を行っています。

公営事業部会として、税務署の調査官を講師に迎え、地方公共団体や公共・公益法人等に係わる消費税についての研修会を開催して適正な消費税申告業務の推進にも努めています。

11月の「税を考える週間」行事では石川税務連絡協議会との共催により、著名な講師をお呼びして市民向けに公開講演会を実施しています。

また、毎年1月に成人式を迎えた市内の新成人全員に「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルを配布し消費税の啓発、普及にも取り組んでいます。

これからも、会の組織強化を図りながら消費税の啓発活動と「e-Tax」の普及推進に取り組んでいきたいと思います。



消費税の研修会

●小松間税会●

会長 堀 伸市

—マイナンバー制度説明会開催—

当会と関係機関が連携し加賀、川北、能美、小松、山中会場で「マイナンバー制度について」と題して説明会を開催し282名が参加しました。

特に小松会場では100名が参加され小松税務署長よりマイナンバー制度について説明を受けました。

事業者は、源泉徴収や年金・医療保険・雇用保険など複数の目的でマイナンバーを従業員から取得するため、その取り扱いの重要性についてや、今後は税務署に提出する申告書にもマイナンバーの記載が必要となり実務的な注意点についても説明がありました。



マイナンバー説明会

●七尾間税会●

会長 三井 清壯

確定申告の時期を前に当会の会報の中で国税電子申告システム「e-Tax」の利用作成の説明と更なる利用促進と定着に向けてご協力をお願いし、会員の方に配付PRを行いました。

さらにマイナンバー制度の円滑な導入に、七尾税務署の方が講師となり研修及び説明会を開催いたしました。今後も「e-Tax」をはじめ、マイナンバー制度など税に関する様々な情報を提供できるように取り組んでいきます。

当会は年間を通して会員増強を重点項目とし、新規会員の勧誘活動をする中「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルの配布、確定申告時期の申告PR、講演会の開催等日々活動をしておりますが、もっと充実した内容になるよう努力して間税会の組織の拡充に努めたいと思います。

平成29年4月からは消費税率が10%へ引き上げられることが予定されており、これからも間税会の存在意義は更に大きくなると思われます。

関係団体との連携の下、きめ細やかな研修会等を開催しながら当地区における間税会に対する認識を深め、会員拡大に繋げていきたいと思っております。

●輪島間税会●

会長 山上順一朗

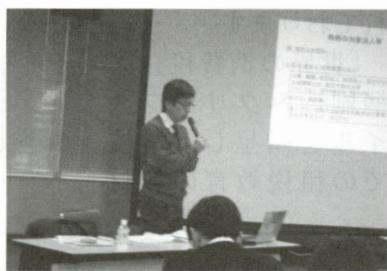
7月1日(水)から9月8日(火)にかけて、2市2町の中学校、高校に「税の標語」の募集を行い、84作品の応募がありました。

輪島税務署と連名で、新聞折込チラシへ社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）周知記事を掲載しました。

10月23日(金)に、会員交流事業の一環として、視察研修会を開催しました。当会の会員事業所である、輪島市門前町の「株ハイディワイナリー」の工場見学と懇親会を実施しました。

11月18日(水)に、当会の公益事業部会員向けの消費税研修会を開催しました。輪島市、珠洲市、穴水町、能登町より各特別会計の担当者に参加していました。一般的な企業と、特別会計の計算方法の違いなどを説明していただきました。

12月11日(金)に、当会と（公社）輪島法人会が両団体に所属する奥能登の2市2町の会員に、消費税のポイントやマイナンバー等についての税務講習会を共催しました。



特別会計消費税研修会

【福井県間税会連合会】

会長：北野憲太郎

福井県連は、6単位会で組織されており、会員数1,838人社で、前年比91.4%の状況であります。

●福井間税会●

会長 北野憲太郎

本年度も租税教育の一環として、中学生を対象に「税の標語」の募集・表彰を行いました。応募してくれた全員に「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルと参加賞を学校を通じて送らせていただきました。今後とも、署・関係団体と連携、協力しながら続けていきたいと思います。

また、今年初めて地元企業にご協力をいただき会社訪問をさせていただきました。ナノメッキ技術において、わずか半世紀で世界に通用するまでに成功された会社の根底にあるのは、「まず、取り組んでみること。できないと言わないこと。」だということで、感心するばかりでした。



「税の標語」表彰式

●三国間税会●

会長 釣部 勝義

「税を考える週間」の11月14日(土)、ショッピングセンターAMにて三国税務署の署長・職員並びに、北陸税理士会三国支部・坂井法人会等の方々と協力して電子申告e-Taxの利用推進のチラシや「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイル等を配布し街頭広報活動を実施しました。

また、会場には、三国税務署管内の中・高生の「税に関するポスター、作文」が展示されました。特に作文の部で、全国優秀賞入賞作品に選ばれるなど、生徒たちの税に対する関心の高さを感じられる優秀な作品が多く、来場者からも好評を得ました。



街頭広報活動

●奥越間税会●

会長 松田 七男

—平成28年度を迎えるに当たって—

従来から会員の税知識の普及、及び納税意識の高揚を目的とする広報活動を通して、適正な申告納税の普及推進を積極的に行ってきました。

事業の概要としては、経理担当者を対象にした消費税改正等に関わる「経理実務セミナー」の開催、及び「税を考える週間」において共同開催している「e-Tax 普及拡大街頭キャンペーン」、更には奥越法人会とともに「税を考える週間」に合わせて、次世代を担う子どもたちに税についてより一層の関心を深めていただくための「小・中学生税についての作

品展」等を開催しています。本年度においても、地域の健全な発展のために積極的に活動していきたいと思います。

●武生間税会●

会長 加藤 団秀

昨年度通常総会において、故野路洋美会長の後任として合資会社加藤吉平商店 代表取締役 加藤団秀氏を承認し、加藤新会長のもと前会長の遺志を受け継ぎ官民一体となった税知識の普及、納税意欲の向上に邁進します。

活動では、租税教育活動の一環として、南越納税貯蓄組合連合会が主催する小中学生を対象とした「税についての作品」に協賛し、多数の作品が寄せられます。子供達の作文・図画は、身近なものが題材とされており、税に関心を持ち、よく考えた様子が感じられ大変有意義な活動です。

また、昨年9月に南越法人会と共にマイナンバー制度研修会を行ったところ、200名を超える参加をいただきました。同9月の研修旅行では神戸方面へ行きました。日

常と少し離れた時間を過ごし、会員同士の親睦をより深めることができたように思います。来年度も研修会や研修旅行など、より積極的な活動に努めます。



神戸研修旅行

●敦賀間税会●

会長 菅村富美男

昨年度新たな取り組みとして、敦賀税務連絡協議会との共催による「消費税適正申告・完納宣言式」を開催しました。今後の更なる消費税率引上げに伴い、当会の役割が増々重要になることを強く認識し、消費税



現代の文化を支える製紙技術

創業100年の歴史と伝統

- 兼六ボール ●クラフトボール ●チップボール ●黄板紙
- 色ボール ●紙管原紙 ●各種紙器用板紙 ●各種貼合加工品



加賀製紙株式会社

代表取締役社長 中島秀雄

〒921-8054 金沢市西金沢1丁目111番地
TEL(代)076(241)1151・(営業直通)076(241)1155・FAX 076(241)0239

の適正申告と期限内納付に向けた活動に一層取り組んでいくことを宣言しました。また、ステッカーを作成し、全会員に配付して消費税の適正申告と期限内納付の重要性を広く訴えました。

●小浜間税会●

会長 尾上真一郎

平成27年3月24日に恒例の「税に関する座談会」と「寒造り新酒きき当て会」を開催しました。座談会では、参加した会員より各自の立場から、税に関する諸問題について、同席していただいた税務当局と忌憚のない意見を述べ、質疑応答を展開して有意義な時間を過ごすことができました。引き続いてきき当て会に移り、和気藹々のうちに、芳醇な新酒を口に含んできき当て競技を楽しみました。

小浜納税組合連合会では、小浜納税連絡協議会に加盟している5団体が拠出している賛助金により、年2回発行している機関紙「納税わかさ」を各戸に配布していますが、当会に対する割り当て欄には、毎回入会勧誘の文章を記載して広く入会していただけるようPRに努めています。

上記のように、当会は今後とも研修と親睦を両輪として、税務当局の支援のもと、邁進して参る所存です。

【富山県間税会連合会】

会長：小林 紀男

富山県連は、4単位会で組織されており、会員数は2,134人社で、前年比100.7%の状況であります。

●富山間税会●

会長 小林 紀男

近年は、若者に対する税の教育に力を入れております。

「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルを贈呈し、学校での租税教育の教材



広島国税局間税会連合会

会長 角廣 勲

広島県間税会連合会	会長	久保 弘睦
山口県間税会連合会	会長	村谷 太洋
岡山県間税会連合会	会長	浅野 益弘
鳥取県間税会連合会	会長	杉原弘一郎
島根県間税会連合会	会長	大谷 厚郎

として活用いただいております。租税教育とあわせて税について考える機会づくりとして、中学生を対象に「税の標語」の募集を行っており、多数のご協力を賜り年々応募件数は増加しております。昨年は当会より上位入賞があり、「税についての作品」賞状授与式での表彰、富山市役所への作品の掲示を行いました。

また、昨年より富山市租税教育推進協議会の会員となり、今後も、税の教育にさらに力を入れて参ります。



合同納税表彰式

・砺波間税会

会長 西村 亮彦

平成27年度の事業計画において、会員の増強と共に重要項目として位置づけているのが研修事業であります。

その研修事業は、公営事業部会（13事業会員）の消費税の取扱いに関する研修を平成27年5月及び9月の2回実施し、参加総数は35名及び40名でした。また、会員に対するマイナンバーの取扱い、印紙税の取扱いに関する研修を本年2月に約40名で開催しました。

最重要施策であります会員の増強は、年々減少傾向に歯止めがかからず苦慮していますが、上記の研修等により会員の増強に努めたいと思います。また、納税意識の高揚は、小中学生から税務知識の関心度を高めることが必要と思われ、この一助として租税教育用の「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルを例年約3,000枚寄贈しております。



マイナンバー等の研修会

・魚津間税会

会長 岩瀬 新二

11月9日、「消費税期限内完納推進宣言」を魚津税務署で行いました。26年4月の消費税率引上げで滞納増加が懸念されることから、魚津税務署管内8市町村の約200事業所に対し推進ワッペンを配布し、



12月9日講演会

期限内の納税を推進しました。

11月13日、税の知識を深めるため、魚津税務署が毎年行う小学生を対象とした税の役割と重要性についての学習に「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルの寄付を行いました。

また、12月9日には魚津税務署長をお招きして「国税庁の使命と国税徴収官の仕事」と題し講演会を開催しました。

今後も、研修会等を開催しながら事業活動の発展に努めていきたいと思います。



推進ワッペン

・高岡間税会

会長 在田 吉保

富山県の高岡、射水、氷見市の3市の会員により運営されておりますが、今年は北陸新幹線効果でよい年になったと思います。観光客等例年以上の人々を迎え、同3市の存在が改めて脚光を浴びることが出来ました。歴史としての高岡、新鮮な海の幸を抱える射水、氷見市と、今後さらなる来訪とリピート客として再び来ていただけるように、また当会会員の元気につながるように努めなければと思っております。

このような中で、当会として重要な活動として考えているのが、工場見学です。北陸3県各地の企業の活躍・文化を見学することにより、会員自身の研修と交流を行っております。過去8年間の間に伺いした企業数は数十社、敬称は略させていただきますが、福井県では、セーレン、フクビ化学、石川県ではコマツ、コマニー、E I Z O、キリンビール、福光屋、菊姫。富山県では、ゴールドウイン、日本抵抗器、スギノマシン等上場企業をはじめ、トヨックス、新光硝子工業、富山環境整備、若鶴酒造、柳田酒店等と多くの会社・各間税会会員企業との絆を強めております。

高岡市は、平成27年4月、「加賀前田家ゆかりの町民文化が花咲くまち高岡-人、技、心-」のストーリータイトルで「日本遺産」に認定されました。

射水市は、新湊の曳山が舞台となっている映画「人生の約束」の地です。

氷見市は、寒ブリなど新鮮な魚で有名ですが、最近は氷見イワシを使った料理も加わりました。

このように当会は、歴史、文化、色彩に恵まれたおもてなしの地域にあります。



新湊の曳山祭り

☆☆☆北海道第2の都市～旭川☆☆☆

今年3月26日に北海道の表玄関と言われている函館まで北海道新幹線が開通し、私ども道民にとって待ちに待った新幹線の開業ということでその喜びもひとしおのものが有り、今後の経済効果等が大いに期待されるところですが、これらのところは日々のテレビ、新聞等の報道に譲ることにし、本稿においては、北海道第2の都市・旭川を紹介させていただきます。

旭川はイメージ的には北海道の北寄りという感はあります、ほぼ中央部（札幌から約140km・JR特急列車で約1時間30分）に位置しています。

大雪山連峰や石狩川をはじめとする豊かな自然と肥沃な大地に恵まれ、寒暖差も大きいなど四季の変化に富んだ風土と交通の要衝といった地理的条件を活かして、農業をはじめ、食品加工や家具・木工などの製造業、卸・

小売業等の多様な産業を有し、教育、文化、医療など様々な都市機能が集積された街です。

小説「氷点」の作者・三浦綾子氏の出身地であることや、今や全国区となった「旭山動物園」、「旭川ラーメン」などで、「旭川」という地名を知っている方も多いと思います。地名の由来については、忠別川のアイヌ語で「チュブ・ペッ」を語源にしている説がよく知られており、「チュブ」は「日」、「ペッ」は「川」の意味で、「日」を「旭」に置き換えて「旭川」と意訳して名付けたと言われていますが、諸説があつて定かではないとされています。

また、旭川の歩みは、明治23年、上川郡に旭川村、永山村、神居村の3村が置かれ、明治24年から開発の尖兵として屯田兵が入植し、旭川は上川の中心として開拓が進められ、明治33年に旭川町に改称、大正11年に市制施行、昭和30年から近隣町村との合併が進むなど人口も増え、現在では人口約35万人の都市となっています。

このように発展してきた旭川には、北海道間連30単会のうち旭川中間税会と旭川東間税会の2つの単会がありますが、以下、両単会の活動状況等を紹介します。

両単会は昭和49年3月に誕生した「旭川間税協力会」を前身とし、平成元年4月の消費税導入を契機として消費税課税事業者を中心とした幅広い業種による「旭川間税会」に改組し、その後平成6年4月に、1税務署1間



税会体制のもと旭川間税会が分割され「旭川中間税会」と「旭川東間税会」が設立され今日に至っています。

活動としては、研修会、講習会、各種親睦会等を行っておりますが、同一市内の近隣に二つの間税会があり共同で開催



する行事も多く、両間税会の会員交流が図られるなど地の利を活かした活発な活動が展開されるほか、法人会等他団体との共催による行事を通じてより幅の広い活動が行われております。毎年、「税を考える週間」においては法人会との共催で「おもしろ税ミナル！」が開催され、クイズ大会、トークショー、「税の標語」の展示、クリアファイルの配布のほか、豪華景品が当たる抽選会などが行われ、400名を超える来場者で賑わう一大イベントとなっています。また、法人会、両間税会共催でマイナンバー制度の研修会を開催するほか、両間税会の青年部会・女性部会主催による税務研修会を開催するなど税知識の習得等にも積極的に取り組んでいます。昨



年9月には両間税会の「青年・女性部会創立20周年会員の集い」が開催され、創立20周年を祝うとともに、今後更なる活発な活動の推進等が確認されたところです。このほか、「税の標語」募集にも取り組み、27年度は両間税会で約700点の応募があり、全間連「入選」として2点、「北間連会長賞」として12点の作品が表彰されております。以上、両間税会の活動状況の一端を紹介しましたが、今後更なる活発な活動の推進が期待されております。

ところで、冒頭で北海道新幹線の函館開通について触れましたが、2030年度末には札幌までの延伸が予定されています。札幌の住民にとってはもっと早くとの思いですが、現在、2026年の冬季オリンピックを札幌で開催すべく招致運動が行われており、このオリンピック開催が決まると、札幌への新幹線延伸も早まるのではないか、そして全道各地への経済効果も一層大きくなるのではないかとの夢と期待が膨らむところです。

「税の標語」の応募状況

「税の標語」の募集は、平成5年度から実施しており、平成27年度は23回目になりました。

平成27年度におきましては、間税会会員、その家族や知人などのほか、小中学校等を通じてその生徒、更にはインターネットにより、広く募集した結果、全国から315,215点（昨年度：273,535点）にのぼる多数の応募がありました。

「税の標語」の募集は、今では「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルの配布と並んで、間税会にとって租税教育及び税の啓発活動の観点から、主要な事業になってきています。

この募集活動を更に進めるために、「税の標語」を100点以上募集した間税会に対しては、全間連から報奨金が支給されることになっており、平成27年度には、165の間税会に支給されました。

○報奨金の支給対象となった間税会と応募数

局間連	間税会	応募数(点)	局間連	間税会	応募数(点)	局間連	間税会	応募数(点)	局間連	間税会	応募数(点)
東京	麹町	1,228	東京	戸塚	1,704	北海道	函館	700	東海	飛騨	215
"	神田	478	"	神奈川	1,734	"	岩見沢	1,219	北陸	金沢	348
"	日本橋	275	"	緑	4,434	"	滝川	372	"	福井	276
"	京橋	514	"	鶴見	611	"	旭川中	302	"	富山	1,871
"	芝	616	"	川崎南	1,263	"	旭川東	387	広島	広島東	2,844
"	麻布	1,255	"	川崎北	2,012	"	室蘭	1,171	"	広島西	321
"	小石川	4,469	"	横須賀	770	"	網走	193	"	広島南	167
"	本郷	1,930	"	鎌倉	1,026	"	根室	584	"	広島北	114
"	上野	1,607	"	藤沢	3,282	仙台	仙台南	2,065	"	吉田	224
"	浅草	380	"	平塚	2,053	"	安達	896	"	東広島	110
"	品川	1,410	"	厚木	194	"	須賀川	2,372	"	三原	501
"	荏原	1,490	"	大和	2,076	"	喜多方	405	"	福山	150
"	大森	624	"	相模原	5,431	"	白河	2,355	"	府中	681
"	雪谷	320	"	千葉東	3,372	"	いわき	174	"	庄原	745
"	世田谷	2,370	"	千葉西	2,840	東海	名古屋東	1,134	"	長門	359
"	北沢	4,867	"	千葉南	605	"	熱田	1,150	"	岡山東	120
"	玉川	1,845	"	成田	1,513	"	尾張瀬戸	505	"	高梁	103
"	渋谷	1,002	"	松戸	5,478	"	津島	5,146	"	津山	302
"	新宿	530	"	市川	365	"	東三河	588	"	益田	157
"	中野	2,380	"	船橋	5,712	"	新城	589	四国	高松	1,464
"	杉並	1,465	"	佐原	1,700	"	静岡	5,963	"	丸亀	1,082
"	荻窪	2,687	"	銚子	1,018	"	伊豆下田	895	"	小豆島	460
"	板橋	111	"	東金	3,134	"	沼津	3,282	"	阿波麻植	1,368
"	練馬東	529	"	茂原	3,284	"	三島	721	"	池田	795
"	練馬西	3,005	"	木更津	6,140	"	熱海伊東	2,456	"	高知	706
"	豊島	932	"	館山	542	"	富士	667	"	幡多	714
"	荒川	4,537	"	甲府	4,724	"	藤枝	2,035	"	南国	388
"	足立	1,036	関東信越	浦和	712	"	島田	530	福岡	田川	738
"	西新井	2,025	"	大宮	6,169	"	掛川	266	"	飯塚	1,227
"	本所	3,078	"	所沢	1,830	"	浜松西	4,394	"	甘木朝倉	2,022
"	向島	937	"	熊谷	199	"	浜松東	1,750	"	大牟田	1,909
"	葛飾	3,418	"	春日部	768	"	津	2,071	"	小倉	1,224
"	江東西	1,225	"	日立	112	"	桑名	2,785	"	唐津	297
"	江東東	1,120	"	土浦	111	"	鈴鹿	2,927	"	武雄	726
"	日野	3,238	"	宇都宮	2,033	"	四日市	580	南九州	熊本東	521
"	町田	4,276	"	佐野	1,146	"	松阪	30,716	"	玉名	898
"	立川	12,575	"	藤岡	1,467	"	伊勢	2,622	"	菊池	780
"	東村山	13,708	"	上田	1,190	"	伊賀	233	沖縄那霸	4,031	
"	武藏野	805	"	新津	2,796	"	紀州	223	"	北那霸	468
"	武藏府中	1,343	"	三条	120	"	岐阜北	2,699			
"	横浜南	1,318	"	高田	5,222	"	岐阜南	1,291			
"	保土ヶ谷	2,432	北海道	札幌東	142	"	大垣	2,390			

○「税の標語」局間連別の応募状況

区分	平成27年			平成26年		
	応募数	構成比	応募単会数	応募数	構成比	応募単会数
東京	162,522	51.6	73(84)	134,768	49.3	72(84)
関東信越	24,284	7.7	24(63)	26,215	9.6	22(63)
大阪	0	0.0		0	0.0	
北海道	5,084	1.6	10(30)	4,707	1.7	11(30)
仙台	8,325	2.6	8(52)	7,894	2.9	7(52)
東海	80,866	25.7	30(48)	68,054	24.9	26(48)
北陸	2,579	0.8	4(15)	1,570	0.6	5(15)
広島	7,003	2.2	19(50)	4,940	1.8	14(50)
四国	6,977	2.2	8(23)	6,158	2.3	8(23)
福岡	8,240	2.6	11(31)	5,624	2.1	13(31)
南九州	2,199	0.7	3(36)	5,407	2.0	5(36)
沖縄	4,499	1.4	2(6)	5,478	2.0	2(6)
業種	0	0.0		0	0.0	
ネット他	2,637	0.8		2,720	1.0	
合計	315,215	100	192(438)	273,535	100	185(438)

(注)「税の標語」の募集活動に対する報奨金については、単位間税会からの年間の応募数に応じて、次の基準により支給される。

応募数	100～500点未満	1万円
	500～2,000点未満	2万円
	2,000～3,000点未満	3万円
	3,000～5,000点未満	4万円
	5,000点以上	5万円

「税の標語」募集

平成28年の「税の標語」を募集します。

◆ 内容

税（消費税に限定しません。）のPRになるものであれば、形式は、俳句・川柳調の5・7・5にこだわることなく自由です。短歌調のように長くなってしまっても差し支えありません。

ただし、未発表のものに限ります。また、過去の入賞作品と同じものや著しく類似しているものは、入賞作品として採用しません。

◆ 募集要領

- 対象者 会員、非会員を問いません。
- 応募方法 1 各間税会が取り纏める方法
2 非会員で「全間連インター ネットホームページ」等による方法
　　住所、氏名、電話番号を書いて応募してください。
　　「郵便」又は「FAX」の場合、判読できるよう明瞭な記載をお願いいたします。
- 応募期限 平成28年9月10日（土）
- 応募先 全国間税会総連合会事務局
〒105-0003 東京都港区西新橋3-23-6
白川ビル FAX 03-3437-0301
ホームページアドレス <http://www.kanzeikai.jp>

◆ 優秀作品

優秀作品には賞状と記念品を贈呈します。

◆ 「税の標語」の活用

応募された作品は、全間連（傘下間税会を含む）の広報活動として利用する場合があり、その場合には、氏名・住所（市・区又は学校名）を掲載することができますので、ご理解の上、応募ください。

◆ 「税の標語」の募集には、一般財団法人大蔵財務協会の後援を受けています。

◆ 応募用紙記載例（郵便はがき）

「税の標語」

- ① 「なるほどね！」 知って納得 税のこと
- ② 納税は 一人一人の 意識から
住所
氏名
電話番号
所属間税会 局間連
単位間税会

四国間税会連合会

会長 石川 豊

香川県間税会連合会	会長	石川	豊
愛媛県間税会連合会	会長	佐伯	要
徳島県間税会連合会	会長	佃	充生
高知県間税会連合会	会長	北村	裕

南九州間税会連合会

- ・熊本県間税会連合会
- ・大分県間税会連合会
- ・鹿児島県間税会連合会
- ・宮崎県間税会連合会

[事務局] 〒860-0845

熊本県熊本市中央区上通町7-14-904

TEL(096)328-3545

FAX(096)273-7476

◆常任理事会開催される

去る1月18日（月）開催の納税功労表彰受彰祝賀会に先立って、常任理事会が開催されました。

主な議事内容は、次のとおりです。

1 共通関係

- (1) 今年の課題については、特に2年目を迎える「全間連の最重点施策について」説明があり了承されました。
 - (2) 平成28年度全間連会議・行事計画が提案どおり承認されました。
- また、第43回通常総会は広島局間連担当で行うこと が了承されました。
- (3) 納税功労表彰受彰祝賀会の開催について説明があり、了承されました。
 - (4) 平成27年分の所得税及び個人事業者の消費税確定申告期の行政協力について説明があり、了承されました。
 - (5) e-Taxの利用促進について説明があり、了承されました。
 - (6) 活性化等推進費の支給対象等について説明があり、了承されました。

2 広報関係

- (1) 「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルは、世界の消費税（付加価値税）の状況を周知し、更に間税会をアピールするためにも大変効果的であるので、平成28年度のクリアファイル等の作成枚数を20万枚強、増刷して100万枚の大台にのせることで了承されました。

なお、全間連への作成申込み期限は6月末とし、全間連から各局間連等への送付は9月上旬を目指されました。

- (2) 本年も全間連の主要行事の一つとして「税の標語」の募集と活用に積極的に取り組むこととされました。

なお、応募期限は9月10日（土）とし、全間連への進達期限は9月末日とされました。

3 税制関係

- (1) 平成28年度税制改正大綱について説明があり、了承されました。
- (2) 税制及び執行並びに歳出に関する提言活動について、平成28年度の税制改正等に向けての検討日程などの説明があり、了承されました。
- (3) 平成28年の消費税等アンケート調査について説明があり、了承されました。

全間連の主な動き（28.1.18～4.1）

1月18日(月) 税制委員会、正副会長会議、常任理事会、納税功労表彰受彰祝賀会、新年賀詞交歓会

2月5日(金) 第13回モデル会会長会同

4月1日(金) 企画会議

東京
事務局
事務局

第43回通常総会・ (岡山大会)のご案内

広島国税局間税会連合会 会長 角廣 勲

全間連第43回通常総会は、広島国税局間税会連合会の担当で、下記日程で開催いたします。

当連合会では、晴れの国おかやまの特色を活かし、皆様方に楽しんでいただける大会となるよう鋭意準備を進めていますので、会員の皆様の多数のご参加を心よりお待ちしております。

記

- | | |
|-------|--|
| 1 開催日 | 平成28年9月20日（火） |
| 2 会場 | ホテルグランヴィア岡山
(岡山市北区駅元町1-5 (岡山駅2階直結)) |
| 3 次第 | 正副会長会議 12:30～13:30

常任理事会 13:40～14:20

青年部総会 13:50～14:20

女性部総会 13:50～14:20

通常総会 14:40～16:00

記念講演 16:10～16:50

懇親会 17:00～18:30

エクスカーション 9月21日(水)～22日(木)予定
以上 |
| | (3階トパーズ)
(4階フェニックスA)
(3階パール)
(4階フェニックスD)
(3階クリスタル)
(3階クリスタル)
(講師 大原美術館 理事長 大原謙一郎氏) |

納税功労表彰受彰祝賀会・ 新年賀詞交歓会開催される



中原 広 国税庁長官

平成28年1月18日（月）東京都港区・東京プリンスホテルにおいて、納税功労表彰受彰祝賀会が開催されました。

祝賀会では、叙勲受章者8名、財務大臣表彰受彰者7名、国税庁長官表彰受彰者12名、国税局長表彰受彰者35名の方々に、大谷会長から感謝状が贈られました。

続いて開催された新年賀詞交歓会では、ご来賓として出席いただいた中原広国税庁長官からご挨拶をいただいた後、石坂匡身（一財）大蔵財務協会理事長の乾杯のご発声で祝宴に入り、多くのご来賓の方々を交え、和やかな中にも盛り上がった交流が行われました。

軽減税率制度の概要

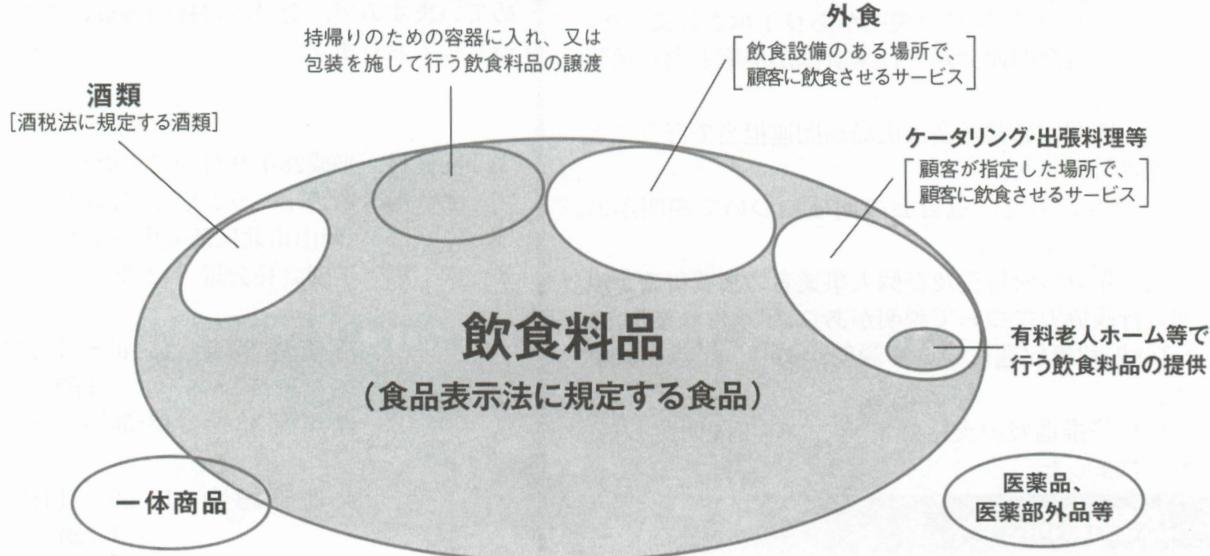
1 概要

消費税率引上げに伴い、低所得者に配慮する観点から、

- 平成29年4月1日より「酒類・外食を除く飲食料品」及び「週2回以上発行される新聞の定期購読料」を対象に消費税の軽減税率制度が導入されます。

- 軽減税率対象品目の税率は8%（標準税率は10%）。

対象品目（酒類・外食を除く飲食料品）のイメージ



【一体商品の取扱い】

- 軽減税率の対象である食品が、他の商品と一体として販売される場合は、一体商品の販売価格（税抜き）が1万円以下のもので、その価額のうち食品に係る価額が2/3以上を占めている場合に限り、その全体が軽減税率の対象となります（一体商品全体の価格のみが提示されている場合に限ります）。

※色のついた部分が軽減税率対象品目です。

複数税率制度の下で適正な課税を確保する観点から

- 平成33年4月より適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）が導入されます。

- 平成29年4月から4年間は事業者の準備等の執行可能性に配慮し、簡素な方法（区分記載請求書等保存方式及び税額計算の特例）が導入されます。

2 税額計算の方法

(1) 区分記載請求書等保存方式（平成29年4月から平成33年3月まで）

現行の請求書等保存方式を維持しつつ、区分経理に対応するための措置が講じられます。

□請求書等

- 売り手が発行する請求書等の記載事項

現行の記載すべき事項に、

①軽減税率の対象品目である旨

②税率ごとに区分して合計した対価の額（税込み）が追加されます。

※現行と同様、「請求書等」には、一定の記載事項を満たす領収書や納品書、小売事業者等が交付するレシートなど取引の事実を証する書類も含まれます。

- 買い手は、区分記載請求書の保存が仕入税額控除の要件となります。

※免税事業者も、区分記載請求書を交付することができます。

※上記①及び②の記載がない請求書等については、買い手が事実に基づき追記できるものとします。

※現行と同様

- ・売り手には区分記載請求書の交付及び写しの保存義務はありません。

「区分記載請求書」

(イメージ)



- ・帳簿の保存も仕入税額控除の要件となります。
- ・支払対価の額が3万円未満の場合や区分記載請求書の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるときは、帳簿のみの保存により仕入税額控除をすることができます。

□経過措置（売上税額の計算の特例、仕入税額の計算の特例）

- 売上げを税率ごとに区分することが困難な事業者が、売上げの一定割合（注）を、軽減税率対象品目の売上げとして税額計算することができる特例を設けます。

(注)

対象者		割合
①	仕入れを管理できる卸売・小売事業者（簡易課税制度適用事業者を除きます）	仕入総額に占める軽減税率対象品目に係る仕入金額の割合
②	①以外の事業者	通常の連続する10営業日の売上総額に占める軽減税率対象品目の売上金額の割合
③	①・②の計算が困難な事業者（主として軽減税率対象品目の販売を行う事業者に限ります）	50%

※中小事業者（基準期間における課税売上高が5千万円以下）は、軽減税率制度の導入から4年間（平成29年4月から33年3月までの期間）この特例を選択することができます。

※中小事業者以外の事業者（基準期間における課税売上高が5千万円超）も、軽減税率制度の導入から1年間（平成29年4月1日から平成30年3月31日の属する課税期間の末日までの期間）、同様の特例を選択することができます。

- 仕入れを税率ごとに区分することが困難な事業者が、仕入れの一定割合（注）を、軽減税率対象品目の仕入れとして税額計算することができる特例を設けるほか、簡易課税制度の事後選択による適用等を可能とします。

(注) 売上げを管理できる卸売・小売事業者（簡易課税制度適用事業者を除きます）・・・売上総額に占める軽減税率対象品目に係る売上金額の割合

※仕入れの一定割合を、軽減税率対象品目の仕入れとして税額計算することができる特例は、軽減税率制度の導入から1年間（平成29年4月1日から平成30年3月31日の属する課税期間の末日までの期間）選択することができます。

※簡易課税制度の事後選択による適用等の特例は、それぞれ次のとおりです。

- ・中小事業者（基準期間における課税売上高が5千万円以下）は、軽減税率制度の導入から1年間（平成29年4月1日から平成30年3月31日までの日の属する課税期間）、簡易課税制度の事後選択をすることができます。
- ・中小事業者以外の事業者（基準期間における課税売上高が5千万円超）は、軽減税率制度の導入から1年間（平成29年4月1日から平成30年3月31日の属する課税期間の末日までの期間）、簡易課税制度に準じた方法による計算をすることができます。

（2）適格請求書等保存方式（平成33年4月以降）

□請求書等

- 売り手が発行する請求書等の記載事項

区分記載請求書の記載すべき事項に、

①登録番号

②税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率

③税率ごとに区分して合計した消費税額等（消費税額及び地方消費税額の合計額）が追加されます。

- 平成33年4月1日より、適格請求書発行事業者登録制度の登録（注）を受けた課税事業者（売り手）は、取引の相手方（課税事業者）から求められた場合の適格請求書等の交付及び写しの保存が義務付けられます（適格請求書発行事業者として登録を受けた課税事業者のみ適格請求書等を交付することができます）。

(注) 適格請求書発行事業者の登録については、平成31年4月1日からその申請を受け付けます。

※小売業、飲食業、タクシー業等の不特定多数の者に対して販売等を行う一定の事業を行う場合については、取引の相手方の氏名等を省略するなど適格請求書の記載事項を簡易なものとする適格簡易請求書を交付することができます。

※偽りの適格請求書等の発行については罰則が設けられます。

「適格請求書」
(イメージ)

請求書		
○○御中		
□月分 20,000円(本体) 消費税 1,800円		
□月1日 牛肉 2kg ※ 5,400円 □月8日 割りばし 4箱 5,500円		
合計 20,000円 消費税 1,800円		
(10%対象 10,000円 消費税 1,000円) (8%対象 10,000円 消費税 800円)		
△△(株) 登録番号 xxx-xxx 「※」は軽減税率対象であることを示します。		

●買い手は、適格請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります（免税事業者は適格請求書等を交付できないため、免税事業者からの仕入れは、仕入税額控除をすることはできません。ただし、適格請求書等保存方式の導入後一定期間は、免税事業者からの課税仕入れについても、仕入税額相当額に一定割合（注）を控除することができます）。

(注) 平成33年4月から平成36年3月まで・・・仕入税額相当額の80%

平成36年4月から平成39年3月まで・・・仕入税額相当額の50%

※現行と同様、帳簿の保存も仕入税額控除の要件となります。

※適格請求書等の交付を受けることが困難な場合（自動販売機から購入する場合や中古品販売業者が消費者から仕入れる場合等で一定の場合）は、帳簿の保存により仕入税額控除をすることができます（適格請求書等の保存は不要です）。

※現行の支払対価の額が3万円未満の課税仕入れについて請求書等の保存を不要とする規定等は廃止されます（3万円未満の課税仕入れであっても、帳簿の保存により仕入税額控除が認められる場合を除き、適格請求書等の保存が必要となります）。

□納付税額の計算方法

売上税額・仕入税額の計算は、適格請求書等に記載された消費税額を積み上げる「積上げ計算」と、適用税率ごとの取引総額に110分の10、108分の8を乗じて売上げ（仕入れ）に係る消費税額を計算する「割戻し計算」のいずれかの方法によることができます。

※売上税額を「積上げ計算」する場合には、仕入税額も「積上げ計算」によることとなります。

税率引上げに伴う経過措置

10%への税率引上げ後においても改正前の税率（8%）が適用される主な取引は以下のとおりです。

主な経過措置の内容

<p>①旅客運賃等 平成29年4月1日以後に行う旅客運送の対価や映画・演劇を催す場所、競馬場、競輪場、美術館、遊園地等への入場料金等のうち、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に領収しているもの</p>	<p>前回適用開始日 H26. 4. 1</p> <p>適用開始日 H29. 4. 1</p> <p>対価受領 → 入場等</p>
<p>②電気料金等 継続供給契約に基づき、平成29年4月1日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話、灯油に係る料金等で、平成29年4月1日から平成29年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するもの</p>	<p>H29. 4. 30</p> <p>継続供給 ← 権利確定</p>
<p>③請負工事等 平成25年10月1日から平成28年9月30日までの間に締結した工事（製造を含みます。）に係る請負契約（一定の要件に該当する測量、設計及びソフトウェアの開発等に係る請負契約を含みます。）に基づき、平成29年4月1日以後に課税資産の譲渡等を行う場合における、当該課税資産の譲渡等</p>	<p>前回指定日 H25. 10. 1</p> <p>指定日 H28. 10. 1</p> <p>契約 → 譲渡等</p>
<p>④資産の貸付け 平成25年10月1日から平成28年9月30日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、平成29年4月1日前から同日以後引き続き貸付けを行っている場合（一定の要件に該当するものに限ります。）における、平成29年4月1日以後に行う当該資産の貸付け</p>	<p>契約 → 貸付け</p>
<p>⑤有料老人ホーム 平成25年10月1日から平成28年9月30日までの間に締結した有料老人ホームに係る終身入居契約（入居期間中の介護料金が入居一時金として支払われるなど一定の要件を満たすものに限ります。）に基づき、平成29年4月1日前から同日以後引き続き介護に係る役務の提供を行っている場合における、平成29年4月1日以後に行われる当該入居一時金に対応する役務の提供</p>	<p>前回指定日 H25. 10. 1</p> <p>契約 → 介護サービス</p>

※上記以外にも消費税法の適用に関して所要の経過措置が設けられています。